

あなたの健康づくりを応援します

健保だより

2015年
(平成27年)

春号

兵庫県運輸業健康保険組合



主 な 記 事

第148回組合会報告・平成27年度事業計画及び予算概要…2~4
柔整のかかり方 ……………7
平成27年度保健事業 ……………9~13

No.134

ご家族でご覧ください

平成27年度 事業計画&予算のお知らせ

当健康保険組合の平成27年度事業計画と予算案が、去る2月6日の第148回組合会で承認されました。その概要をお知らせします。

一般事業運営方針(重点事項)

- 事業所訪問を計画的に実施し、事業所・事務担当者との連携を強化する。
- レセプト点検を強化する。
- 被扶養者の認定は厳格に実施する。
- 資格喪失後の無資格での受診防止を強化する。
- 未納保険料発生防止に全力を尽くす。



広報事業

事業を推進する上で大変重要な役割を担っていることから積極的に取り組む。

- ホームページに常に最新情報を掲載し有効活用を図る。
- お知らせを随時発行し、情報の早期伝達を図る。
- 機関誌「健保だより」を年2回発行し、被保険者自宅に送付する。
- 健保連発行の機関紙「すこやか健保」を毎月事業所に送付し、健康管理の留意点等をお知らせする。

事業所と連携し

データヘルス事業の推進を!

保健事業

国民の健康に関する課題として、健康寿命の延伸を図ることが閣議決定され、健保組合等に診療報酬明細書や健診結果のデータ分析に基づいた効率的な健康づくり事業(データヘルス計画)の実施が求められています。

特定健診未受診者への受診勧奨(被扶養者)・特定保健指導・訪問健康指導・糖尿病重症化予防・ジェネリック医薬品の使用促進などをデータヘルスとして実施します。保健事業の詳細は後記していますのでご参照ください。

平成27年度保険料率

●健康保険料率●

100%に据え置き



健康保険組合の財政は、ここ数年、医療費や高齢者医療への拠出金等の増加で厳しい状況が続いており、平成27年度におきましては健康保険の料率を引き上げざるを得ないと判断していましたが、医療費適正化の取り組みや健診の強化等で医療費が若干減少し、また、高齢者医療への拠出金等も平成26年度より減少する見込みであることから、平成27年度の健康保険の料率を現在の1000分の100に据え置くこととします。

具体的な予算の概要につきましては、4ページに掲載していますのでご覧ください。全体の予算規模はかなり縮小していますが、事業自体の縮小はありません。

●介護保険料率●

2.2%引き下げ17.4%に



平成27年度介護報酬の引き下げと介護費用の第2号被保険者の負担割合の見直し等が実施されることに伴い、1人当たりの負担額が少し減ることになりました。そのことにより、40歳~64歳までの介護保険第2号被保険者本人の介護保険料率を1000分の2.2引き下げ、1000分の17.4とします。

平成27年3月分(任意継続被保険者は4月分)保険料から適用となります。

公告 「任意継続被保険者の平成27年度標準報酬月額の上限」について

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限(平成26年9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額を報酬月額とみなした場合の標準報酬月額)は、

340,000円

となります。

- 退職時の標準報酬月額が上記の額を下回るときは、退職時の標準報酬月額となります。
- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの適用となります。

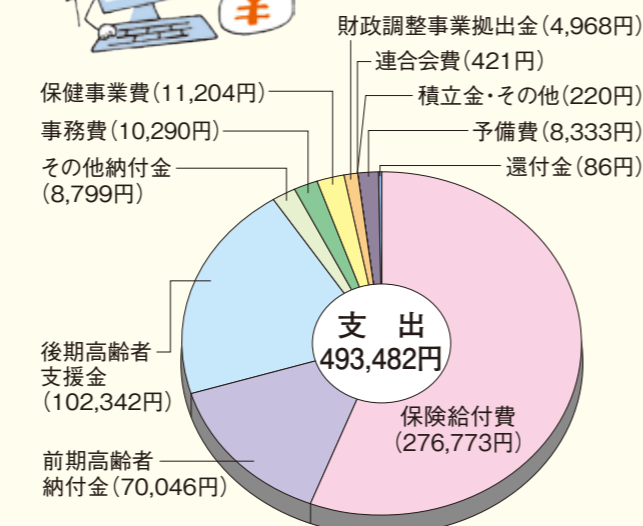
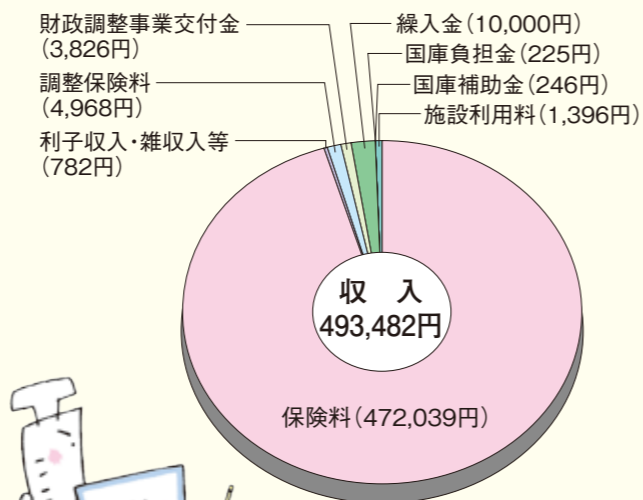
●平成27年度 収入支出予算概要

健康
保
険
分

一般勘定予算規模		3,602,421 千円
収入 (千円)	保険料	3,445,885
	国庫負担金	1,644
	調整保険料	36,269
	繰入金	73,002
	国庫補助金	1,794
	財政調整事業交付金	27,932
	施設利用料	10,187
	利子収入・雑収入等	5,708
	合計	3,602,421
	経常収入合計	3,465,212

支出 (千円)	事務費	75,120
	保険給付費	2,020,442
	納付金等	1,322,663
	前期高齢者納付金	511,334
	後期高齢者支援金	747,093
	退職者給付拠出金	64,211
	老人保健拠出金等	25
	保健事業費	81,790
	還付金	625
	財政調整事業拠出金	36,270
	連合会費	3,075
	積立金・その他	1,608
	予備費	60,828
	合計	3,602,421
経常支出合計	3,505,315	

被保険者1人当たりでみると



介護
保
険
分

介護勘定予算規模		413,014 千円
収入 (千円)	保険料	412,999
	繰入金	1
	雑収入	14
合計	413,014	

支出 (千円)	介護納付金	412,698
	還付金	107
	積立金	1
	雑支出	2
	予備費	206
合計	413,014	

●予算編成の基礎となった数字

- 被保険者数 7,300人 (男性 6,655人、女性 645人)
- 被扶養者数 8,272人
- 平均標準報酬月額 343,209円 (男性 354,000円、女性 232,842円)
- 総標準賞与額(年間合計) 4,809,420千円
- 平均年齢 45.09歳 (男性 45.31歳、女性 42.81歳)
- 前期高齢者数 628人
- 介護保険関係 介護保険被保険者数 6,723人 (本人 4,660人、家族 2,063人)
- 【保険料率】 ●健康保険料率(調整含む) 1,000分の100 (事業主 1,000分の50.25、被保険者 1,000分の49.75)
- 介護保険料率 1,000分の17.4 (事業主 1,000分の8.7、被保険者 1,000分の8.7)

災害により被災した場合



一部負担金が減額や免除に!

取扱要領を制定

近年、異常気象等による自然災害が多発しており、多くの方々が被災されています。この度、当健康保険組合では、加入員の皆さまが災害救助法の適用となる災害により被災された場合、医療機関等の窓口で支払う一部負担金の徴収猶予や減額・免除を受けることができる取り扱いを定めました。

●●●●●ポイントはこちらです。●●●●●

対象となる被害

災害救助法の適用を受けた災害による被害であって、次に掲げるものをいう。

- ① ア 住居の被害 : 住家全壊(全焼・全流失)又は住家半壊(半焼)
イ 家財の被害 : 価格の概ね3分の1以上である損害
ウ 身体上の損害 : 療養に要する期間が概ね1ヵ月以上である傷病

一部負担金の徴収猶予又は減額・免除

①の被害に該当し、一部負担金の徴収猶予又は減額・減免の措置を受けようとする被保険者等は、あらかじめ健保組合に対し、申請書を提出する。

③ 健保組合は、被保険者等の申請に基づき、一部負担金等の徴収猶予又は減額・免除を決定したときは、速やかに証明書を交付する。

④ 証明書の交付を受けた被保険者等は、医療機関等を受診する際、健康保険証に証明書を添えることにより、医療機関等の窓口で支払う一部負担金が徴収猶予又は減額・免除になるものである。

⑤ 一部負担金の徴収猶予又は免除の措置を受けた場合は、医療機関等の窓口での支払いは不要となる。また、徴収猶予の場合は、後日健保組合が徴収することとなる。

⑥ 一部負担金の減額の措置を受けた場合は、医療機関等の窓口での支払いは減額された一部負担金を支払うこととなる。

※平成27年4月1日からの適用です。
※詳しくは、当健保組合にお問い合わせください。

みんなの健康保険



（やむを得ない理由があるときは） 立て替えた分が払い戻されます

やむを得ない事情で保険証を持参せず医療機関にかかった場合など本人が診療にかかった費用を一時立て替えたときは、健康保険組合に申請することにより払い戻しが受けられます。

「保険証を忘れた」などは対象外

療養費は健保組合が「やむを得ない理由」と認めなければ支給されません。「保険証を忘れた」など自分に責任があると払い戻しが受けられなくなります。自分の意思で健康保険を扱っていない医療機関（海外の医療機関など）にかかった場合も支給対象外です。

治療費以外で療養費の対象となるもの

- コルセット、サポーター、義眼、9歳未満の小児の治療用眼鏡代
- 整骨院・接骨院で受けた施術の費用
- はり・きゅう・あんま・マッサージ代（医師が必要と認めた場合のみ）
- 歩行が困難な患者の入院・転院の移送費

（緊急その他やむを得ない事情であると健保組合が認めたとき）など

※入社後や扶養家族の申請あるいは、更新、検認のため健康保険証が手許にないときなどがやむを得ない理由に該当します。



海外療養費支給申請時の パスポートの提示について

最近、海外療養費の不正請求事案が複数明らかになっていることから、支給決定に当たっては、これまで以上に審査の強化を図るとともに、不正請求に対しては警察と連携して厳正に対応するよう厚生労働省より通知がありました。

つきましては、海外療養費の支給申請の際に、海外渡航者の方には、渡航の事実や、療養が渡航期間内に行われたものであること等を確認させていただくため、**パスポートの提示**を求める場合や、海外勤務者や海外居住者の方には、必要に応じて事業主様への確認などを行うことがありますので、ご協力の程お願い申し上げます。



整骨院・接骨院の施術内容について 健康保険組合から、 皆さまにお尋ねすることがあります

整骨院・接骨院からの請求の中に健康保険の対象とならない施術の請求や架空請求・水増し請求といった適正に欠ける請求も一部見受けられます。

健康保険組合では請求内容と、皆さまが実際に受けられた施術内容が一致しているかを確認するため、施術日や金額等について照会させていただく場合があります。

皆さまからお預かりしている大切な保険料を正しく使うため、ご協力をお願いいたします。

このような場合は整骨院・接骨院で健康保険が使えます

- 急性または亜急性の外傷の捻挫、打撲、挫傷（肉離れなど）（出血を伴う外傷は除く）
- 骨折・不全骨折・脱臼（医師の同意が必要です）



このような場合は整骨院・接骨院で健康保険は使えません

- 仕事や家事などの日常生活による単なる疲れ、肩こり、腰痛に対する施術
- スポーツによる筋肉疲労、負傷原因が不明の筋肉痛に対する疲労改善のためのマッサージや温・冷あん法治療
- 神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等の疾病からくる痛みやこりに対する施術
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 単なる加齢からくる痛み
- 打撲・捻挫が治ったあとの漫然とした施術、マッサージ代わりの利用
- 外科・内科・整形外科で治療を受け、同時期に同一部位の治療で接骨院などにかかっている場合



☆委任欄への署名(捺印)は確認後自分で!

施術内容を確認した署名がある場合のみ健康保険組合から療養費が整骨院・接骨院へ支払われます。

☆領収証は必ずもらいましょう。

領収証は、医療費控除をうけるときには、必要ですので、必ず受け取り、大切に保管してください。

こういう場合は健康保険でかかれません

以下のような場合は健康保険扱いにならないため、**施術費用は全額自己負担となります。**

- | | |
|--|---|
| <p>Case 1 マラソン大会出場後、歩くのに困るほど足の筋肉痛がひどくなり、近所の整骨院でマッサージを受けた。</p> | <p>▶ 単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術に健康保険は使えません。</p> |
| <p>Case 2 数年前に傷めたひざが再び痛み出したので、整骨院で施術を受けた。</p> | <p>▶ 過去のけがや交通事故の後遺症などは健康保険の対象になりません。</p> |
| <p>Case 3 けがをして医療機関で治療中だが、早く治したいので整骨院にも通院している。</p> | <p>▶ 医療機関と重複受診している場合は、整骨院で健康保険は使えません。</p> |
| <p>Case 4 長い間にわたる関節痛で、痛み出すたびに整骨院に通院している。</p> | <p>▶ 症状の改善がみられない、長期にわたる漫然とした施術に健康保険は使えません。（内科的要因が考えられるため、一度医師の診断を受けてください）</p> |
| <p>Case 5 神経痛やリウマチなどからくる痛みのため、整骨院に通院している。</p> | <p>▶ 医療機関で治療すべき病気・けがに起因する痛みなどへの施術に健康保険は使えません。</p> |
| <p>Case 6 仕事から帰宅途中で骨折し、近くの整骨院に運ばれた。</p> | <p>▶ 通勤時や業務上のけがなどは労災保険扱いとなります。</p> |

上手に

医療を受けるために!

適正受診のポイント

適切で効率的に上手に受診する「適正受診」で、医療費や家計負担を抑えることができます。医療費のむだがなくれば皆さんの給与・賞与から納めている保険料の有効活用・節約も可能です。疲弊する救急医療の現場の改善にもつながる適正受診のポイントを押さえておきましょう。

1 「はしご受診」はやめよう!

医師は計画に基づき治療を進めています。途中で病院を変えると治療は一からやり直し。同じ病気で**複数の医療機関を転々と受診する「はしご受診」**は控えましょう。行く先々で同じ検査を受けるのは、時間と医療費のむだになり、**薬の重複や検査漬けによる体への負担**も心配です。



2 かかりつけ医をもつ

かかりつけ医がいれば、適切な治療やアドバイスが得られ、病歴などが蓄積でき、必要に応じて大きな病院を紹介してもらうこともできます。**医師の紹介状なしに大病院(入院患者用ベッド200床以上)に行く**と、**特別料金が加算**されることがあります。



3 診療時間内に受診しましょう

時間外の診療は加算料金が発生します。(初診時で、時間外=850円、休日=2,500円、深夜=4,800円が加算※病院により加算額が異なります)。急病などのやむを得ない場合を除き、できるだけ診療時間内に受診しましょう。



4 小児救急は#8000を利用する

夜間・休日の急な子どもの病気にどう対処したらいいのか、病院の診療を受けたほうがいいのか、といった判断に迷ったときは、**小児救急電話相談の電話番号(#8000)**をプッシュしてください。

小児科医師・看護師から、症状に応じた適切な対処のしかたや受診する病院等の**アドバイスを受けられます**。
ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1010-3.html>
※小児救急電話相談が利用できる時間はお住まいの自治体によって異なります。



5 診療明細書で医療費の内訳をチェック

医療の内容や医療費の内訳に不明・不審な点がないかチェックしましょう。医療機関が発行する「診療明細書」(一部の機関を除く)で、初診・再診料、検査・注射代などの内訳を確認し、**健康保険組合から提供される「医療費通知」**とも照らし合わせましょう。

診療明細書	医療費通知
初診 ●●●	初診 ●●●
検査 ●●●	検査 ●●●
注射 ●●●	注射 ●●●

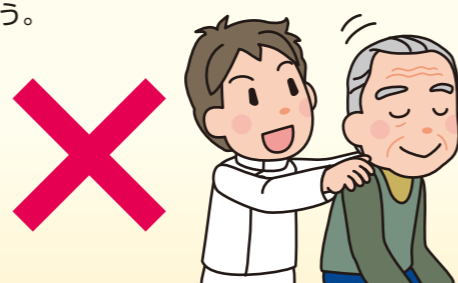
=

※診療報酬の点数は、1点10円

6 柔道整復師へは正しくかかりましょう!

柔道整復師(整骨院・接骨院)に健康保険でかけられる範囲は限定されており、**単なる肩こり、慢性的な腰痛、筋肉疲労には使えません**。全額自己負担になることがあるので注意しましょう。

また、療養費支給申請書に記載されている負傷原因、施術内容などは必ず確認し、自分で署名するようにしましょう。



・ 健保組合からのお知らせ ・

平成27年度

保健事業ご案内



平成27年度におきましても、被保険者並びにご家族の皆さまの健康管理や健康づくりに役立てていただくように、次のとおり保健事業を実施します。

健康管理や健康づくりに関する広報など

ホームページの管理・運営

健康保険に関することをはじめ、多くの情報を掲載し迅速に提供します。また、各種手続きの用紙や各種補助金の請求用紙等も掲載していますのでご利用ください。

機関誌の発行

年2回(4月・10月)発行し、被保険者のご自宅に送付します。健康保険に関する制度や改正点、保健事業の案内等を掲載していますので是非ご覧ください。



健保連機関紙「すこやか健保」の配付

医療・健康・介護など暮らしに役立つ情報を提供するため、健保連発行の機関紙「すこやか健保」を事業所に配付いたします。

育児冊子の配付

被保険者並びにご家族が出産されたとき、子育ての手助けや赤ちゃんの健康管理の参考となるように、育児書(月刊誌)「赤ちゃん和妈妈」を1年間ご自宅に送付します。



特定健診・特定保健指導・訪問健康相談など

特定健診・特定保健指導は、メタボリックシンドロームと呼ばれる生活習慣に起因する高血圧や糖尿病の生活習慣病を減少させることを目的とした予防事業です。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置付けており、生活習慣病発症のリスクがある方には、生活改善につながる健康相談を行います。積極的に受診しましょう!

費用は全額組合が負担します

特定健診は40歳以上のすべての方が対象です

被保険者の特定健診

被保険者の方は労働安全衛生法、その他の法令に基づく健康診断を受診し、当組合が健診データの提供を受けた場合は対象から除かれることとなっておりますので、健診データの提供をいただくことにより、健診受診となります。

被扶養者の特定健診

被扶養者の方には、「受診のご案内」と「特定健診受診券」を5月初旬にお渡しします。お住まいのお近くの健診機関で、特定健診を受診してください。
※当組合ホームページから医療機関を検索することができます。

特定保健指導

特定健診の結果と質問票に基づき、生活習慣病発症リスクから、「動機付け支援」「積極的支援」に階層化し、対象者に対して保健師等により生活習慣改善に重点をおいた保健指導を実施します。
※特定保健指導対象者には、具体的な実施方法等について、随時お知らせします。



「データヘルス計画」への取り組みをお知らせします

平成27年度から、より効果的・効率的な保健事業の実施をめざして、健保組合にデータヘルス計画の立案と実施が義務づけられました。当健保組合の平成27年度の取り組みをお知らせします。



特定健診未受診者への受診勧奨(被扶養者)

特定健診対象者の被扶養者で、未受診者に対して受診勧奨を実施します。



特定保健指導

特定健診の結果に基づき、生活習慣病と言われる糖尿病・高血圧・脂質異常・肥満等に対し、一定のリスクがある人を対象に、生活習慣の改善を目的として訪問等による健康相談を実施します。特に被扶養者の実施率の向上を目指します。

訪問健康指導

生活習慣病予防と健康管理を目的に、また、前期高齢者の医療費適正化対策として実施します。概ね60歳以上を対象としています。

糖尿病重症化予防

健診結果に基づき特に血糖値に着目し、40歳から55歳の糖尿病予備軍と言われる人を対象に、訪問による糖尿病予防を支援するとして実施します。

ジェネリック医薬品の使用促進

一定期間においてジェネリック医薬品を使用することで、一定額以上の薬剤費の削減が可能な人を対象に、ジェネリック医薬品の使用促進を実施します。



★これらの事業は、いずれも健診結果や医療情報に基づいたデータヘルス事業です!!

ジェネリック医薬品とは



- 価格が新薬の2～8割とお得
- 大きさや味、においが改善され保存性が向上したのも
- 安全性も評価済み

ジェネリック医薬品ってどんな薬?

テレビCMなどでもおなじみの「ジェネリック医薬品」。ジェネリック医薬品とは後発医薬品とも呼ばれ、新薬の独占的販売期間(特許期間・原則20～25年間)が終了したあとに発売される医薬品のことです。新薬と同じ有効成分ですが、開発費が抑えられるため、低価格で提供することができます。

ジェネリック医薬品を選択するとこんなにお得

新薬からジェネリック医薬品に変えると、窓口で支払う薬代を安くできます。かぜなど短期間しか服用しない薬ではさほど変わりませんが、脂質異常症や高血圧症、糖尿病といった慢性的な病気で、長期にわたり薬を服用する人の場合は、大きく薬代を減らすことができます。

◆新薬とジェネリック医薬品の値段

3割負担の場合

[2014年4月現在]
(日本ジェネリック医薬品学会)

高血圧症の場合 代表的な薬を1日1錠、1年間服薬

先発医薬品 7,281.8円

ジェネリック医薬品 1,335.9円 安いタイプ

2,507.6円 高いタイプ

差額は
5,945.9～
4,774.2円

糖尿病の場合 代表的な薬を1日3錠、1年間服薬

先発医薬品 12,548.7円

ジェネリック医薬品 5,453.1円 安いタイプ

6,668.6円 高いタイプ

差額は
7,095.6～
5,880.1円

脂質異常症の場合 代表的な薬を1日1錠、1年間服薬

先発医薬品 10,380.6円

ジェネリック医薬品 2,518.5円 安いタイプ

5,442.2円 高いタイプ

差額は
7,862.1～
4,938.4円

※グラフの金額は、薬代のみを計算した場合です。実際に患者さんが窓口で支払う金額は、この薬代以外に調剤技術料や薬学管理料などがかかります。

体育施設利用補助など

兵庫県内の総合健康保険組合協議会で、各施設と割引利用契約を結びます。加入員の皆さまの健康保持増進のため、大いに利用ください。

潮干狩り休憩所「かもめ」

開設期間：平成27年4月18日～6月21日

(※除外日 4/22～24、5/7・8、20～22、6/8・9の10日間)

たつの市御津町新舞子海岸

電話番号：(079)322-0028

	一般料金	利用者負担	申込方法
大人(中学生以上)	1,500円	800円	潮干狩り休憩所「かもめ」利用券申込書に利用者負担金を添えて、事業所単位でお申し込みください。(利用者負担金を振込の場合は、後日利用券を郵送します。)
小人(3歳～小学生)	1,000円	500円	

※利用券の払い戻しはできませんので、ご注意ください。

夏期プール・海の家

施設と割引利用契約を結び利用いただくよう準備を進めています。詳しくは6月中旬にホームページに掲載しますのでご確認ください。

冬期アイススケート

施設と割引利用契約を結び利用いただくよう準備を進めています。詳しくは11月中旬にホームページに掲載しますのでご確認ください。



各種健診補助など

年度内(平成27年4月1日～平成28年3月31日)に資格を有する被保険者並びにご家族が健診等を受けられたとき、**年1回に限り**下記のとおり費用の一部を補助します。

生活習慣病予防健診・短期人間ドック・がん検診は個別契約をしている健診機関がございます。詳しくは下記の「人間ドック等個別契約健診機関」をご覧ください。

なお、各種補助金請求に関しては平成28年3月31日(当組合に必着)までに請求をしてください。

(注) 人間ドックについては、一般ドックが補助の対象です。脳ドック、肺ドック、PET/CT がんドック等の特殊なドックは補助の対象外です。

種別/項目	組合補助金額		対象者
生活習慣病予防健診 (特定健診項目を 満たしている方)	被保険者	上限 5,000円 (5,000円未満は実費)	40歳以上 (昭和51年3月31日以前生まれ)の 被保険者及び被扶養者
	被扶養者	上限 3,000円 (3,000円未満は実費)	
短期人間ドック	日帰りドック	費用の半額 (上限15,000円)	
	1泊ドック	費用の半額 (上限25,000円)	
大腸がん検診	便潜血	上限 500円	
胃がん検診	胃透視(直接)	上限 2,000円	
肺がん検診	喀痰細胞診	上限各 1,000円	
前立腺がん検診	PSA		
子宮がん検診	細胞診	上限 1,500円	
乳がん検診	視触診	上限 2,000円	
	マンモグラフィー 乳房超音波		
インフルエンザ予防接種	費用の半額 (上限 2,000円)	被保険者及び被扶養者	



人間ドック等個別契約健診機関

下記の健診機関で人間ドック等を受診されますと、組合補助金額を差し引いた料金で受診できます。

健診機関名	住所	電話番号	健診機関名	住所	電話番号
特定医療法人中央会 尼崎中央病院健診センター	尼崎市潮江1-12-1	(06)6499-3045 (代表)	公益財団法人 兵庫県健康財団	神戸市兵庫区荒田町 2-1-12	(078)579-3400
一般社団法人 西宮市医師会	西宮市染殿町8-3	(0798)26-9497	公益財団法人 兵庫県予防医学協会	【健診センター】 神戸市東灘区御影本町 6-5-2	(078)855-2715 (人間ドック)
医療法人社団神鋼会 新神戸ドック健診クリニック	神戸市中央区熊内町7-6-1	(078)261-6736 (ドック受付)		【健康ライフプラザ】 神戸市兵庫区駅南通 5-1-2-300	(078)652-5207 (人間ドック)
独立行政法人 地域医療機能推進機構 神戸中央病院 (旧:社会保険神戸中央病院)	【本院】 神戸市北区惣山町2-1-1	(078)594-8622 (本院健康管理センター)	公益財団法人 加古川総合保健センター	加古川市加古川町篠原町 103-3	(079)429-2923
	【ハーバーランド健康管理クリニック】 神戸市中央区東川崎町 1-5-7 (神戸情報文化ビルカルメニ17階)	※予約は本院でして ください	一般社団法人 姫路市医師会診療所	姫路市西今宿3-7-21	(079)295-3322 (ドック健診)
サニーピアクリニック (旧:みなとクリニック)	神戸市中央区波止場町 3-12	(078)331-6141 (代表)	医療法人社団汐咲会 井野病院	姫路市大塩町汐咲1-27	(079)254-6852 (ドック健診)
			医療法人愛和会 金沢クリニック	神戸市中央区加納町6-6-1 金沢三宮ビル10-11F	(078)332-4755 (健診直通)

※具体的な検査項目・料金等は健診機関又は健保組合にお問い合わせください。

保養施設利用補助など

◆日帰り保養施設

被保険者並びにご家族の皆さまの保養や疲労回復、健康増進の一助として、下記の施設と割引契約を結んでいます。

利用券は当組合で用意しておりますので、利用を希望される場合は事業所に申し出て、利用者負担金を添えて事業所単位でお申し込みください。(利用者負担金を振込の場合は、後日利用券を郵送します。)
任意継続被保険者の方は直接当組合にお申し込みください。

※利用券の払い戻しはできませんので必要枚数をお申し込みください。



契約施設名	一般料金	利用者負担
HATなぎさの湯 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1 TEL:078-231-4126	800円 中学生以上(平日) 900円 中学生以上(土・日・祝)	400円 中学生以上(全曜日)
有馬温泉 金の湯 神戸市北区有馬町833 TEL:078-904-0680	650円 中学生以上(全曜日)	350円 中学生以上(全曜日)
有馬温泉 銀の湯 神戸市北区有馬町1039-1 TEL:078-904-0256	550円 中学生以上(全曜日)	300円 中学生以上(全曜日)
有馬温泉 太閤の湯 神戸市北区有馬町池の尻292-2 TEL:078-904-3117	2,400円 中学生以上(平日) 2,600円 中学生以上(土・日・祝・特定日)	1,300円 中学生以上(全曜日)
加古川天然温泉 ぷくぷくの湯 加古川市加古川町南備後字松葉315-1 TEL:079-456-2614	550円 中学生以上(平日) 650円 中学生以上(土・日・祝)	320円 中学生以上(全曜日)
熊野の郷 ●鳴尾浜温泉 熊野の郷 西宮市鳴尾浜1-1-3 TEL:0798-44-4126 ●三田温泉 熊野の郷 三田市富士が丘5-2 TEL:079-561-1268	864円 (中学生以上平日) 972円 (中学生以上休日)	400円 中学生以上(全曜日)
万葉倶楽部 神戸市中央区東川崎町1-8-1(神戸ハーバーランド) TEL:078-371-4126	2,400円 中学生以上(全曜日) 1,250円 小学生(全曜日) 940円 幼児(3歳～)(全曜日)	1,200円 中学生以上(全曜日) 500円 小学生(全曜日) 400円 幼児(3歳～)(全曜日)

年1回となります

◆宿泊施設利用補助

年度内(平成27年4月1日～平成28年3月31日)に資格を有する被保険者並びにご家族が国内の宿泊施設を利用されたとき、1回の旅行(宿泊数は問わない)に限り中学生以上2,000円、小学生1,000円を補助します。(小学生未満は対象外)

★なお、法人が契約している会員制リゾート施設、ロッジ、ペンション、オートキャンプ場、その他これらに類するもの及び会社主催の慰安旅行、会議・研修での宿泊等は対象外です。

利用(申込)方法

利用者が直接、宿泊施設に予約してください。

予約後、健保組合まで利用者の氏名・年齢を連絡してください。

後日、利用者氏名、年齢を印字した利用証明書兼補助金請求書を送付します。

宿泊施設

宿泊施設で利用証明書兼補助金請求書に利用証明印をもらい、必要事項を記入のうえ当組合に請求してください。



かんぽの宿

施設利用開始時に必ず利用申込書と健康保険証を提示してください。保険証を提示する事で利用料金から、中学生以上1名に付2,000円、小学生1名に付1,000円を割引いた料金で利用できます。(補助金の請求は必要ありません。)

家族が減ったとき

被扶養者となっているご家族が就職や収入の増加などにより被扶養者の認定条件から外れたときは、**事由発生後すみやかに「被扶養者異動届(削除)」に該当者の健康保険証を添え、事業主を経由して当組合へ提出してください。**

当組合の被扶養者資格を喪失した後に健康保険証を誤って使ってしまうと、自己負担額を除いた医療費(総医療費の7~9割)や支給した保険給付金を返還していただきますのでご注意ください。

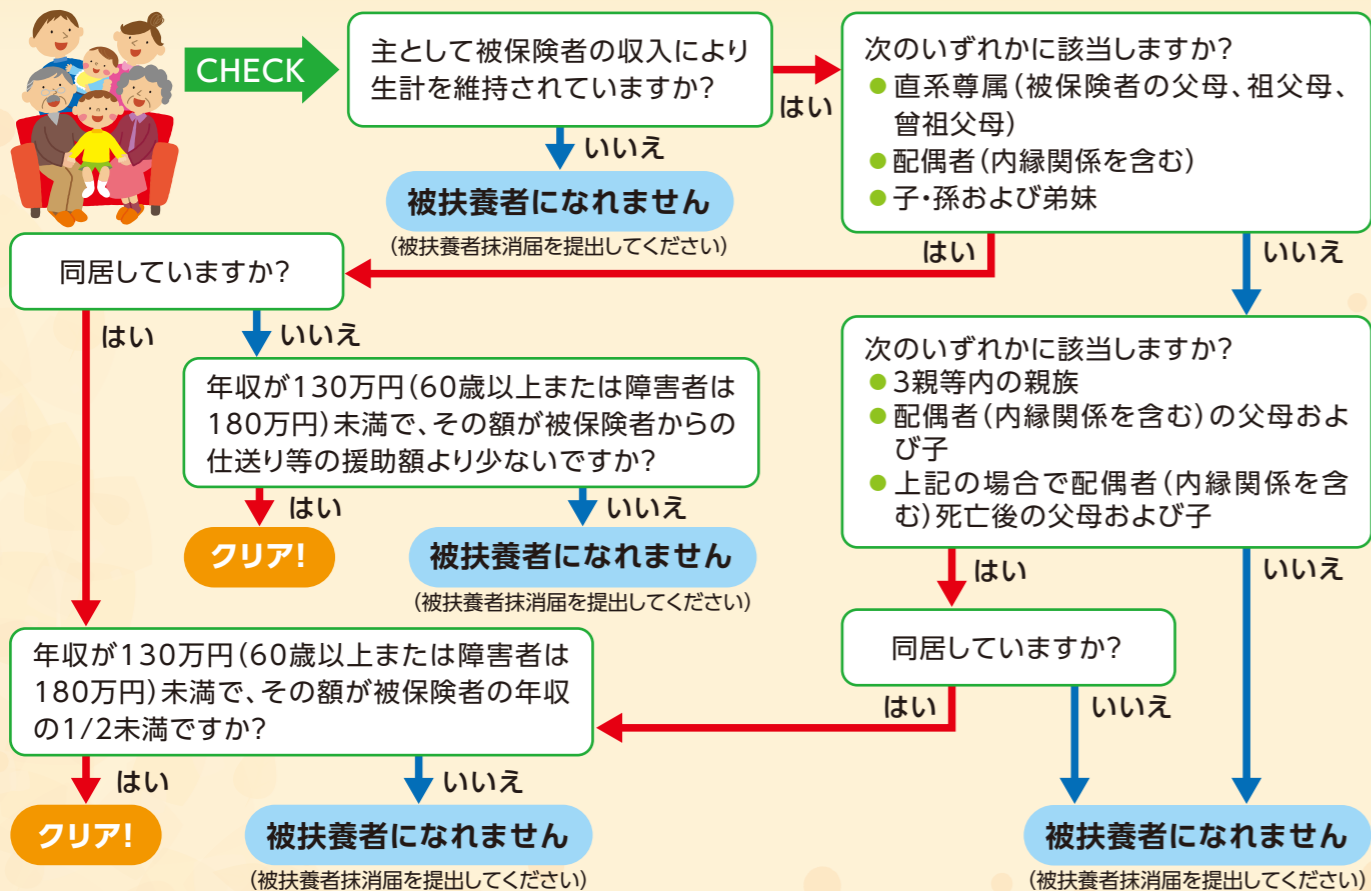
また、届出が遅れますと、健保組合が高齢者医療制度等へ支払う支援金の額に、被扶養者から削除しなければならない方の分も追加されてしまいます。さらに、本来支払う必要のない医療費も発生することになり、その結果、皆さまの保険料負担も増えることになります。

健保組合財政の健全化のため、すみやかにご提出いただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

こんなときは被扶養者ではなくなります

- 就職して勤務先の健保組合等の被保険者となったとき
- 同居が条件の被扶養者が別居したとき
- 子どもが結婚して配偶者の被扶養者になったとき
- 別居している被扶養者への仕送りをやめたとき
- 被保険者と離婚したとき
- 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき
- 被扶養者の年収が基準額を超えたとき
- 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- 亡くなったとき

ご家族が被扶養者の認定条件をクリアしているかチェックしてみましょう



退職された場合や扶養家族から外れた場合

当組合の健康保険証は**使用できません**

退職された場合や扶養家族から外れた場合は、**現在お使いの健康保険証は使用できません。**

健康保険証が使えるのは、**退職日(扶養家族の方は、扶養から外れる日の前日)**までです。
退職日の翌日(扶養家族の方は、扶養から外れた日)からは使用できませんのでご注意ください。

健康保険証は必ずご返却いただきますようお願いいたします。

- 健康保険証は、退職時にご家族分も含め、全員分をご返却してください。
- 病院受診中のときは、病院の窓口へすぐに連絡してください。

もし…

資格喪失したあとに健康保険証を使用してしまったらどうなるの?

資格喪失日(退職日の翌日または扶養から外れた日)以降の医療費は全額自己負担となるため、保険使用分は返還していただきますのでご注意ください!!

※返還いただいた医療費は、受診日現在に加入されている健康保険から給付を受けられる場合があります。

健康保険証の取扱について

被保険者証は病院等で受診する際、身分を証明するものです。大切に取り扱いってください。氏名が変わったとき、生年月日に誤りがあったとき、住所が変わったときは、事業主を経由して組合に届け出てください。

被保険者証の紛失により他人に使用されてもクレジットカードの様に使用を止めることができませんので自己責任となります。くれぐれも紛失のないようご注意ください。

兵庫県運輸業健康保険組合のホームページ

<http://www.hyogo-unyu-kenpo.or.jp/>



かんしゃさんの薬箱

ジェネリックガイド

健康保険組合連合会
特定健診等実施施設検索システム

健康保険組合からのお知らせ

お知らせ一覧

- NEW → 2015.02.19 [平成27年度一般保険料率・介護保険料率及び被扶養者（異動）届の添付書類等について](#)
- 2015.02.04 [兵庫県「こころの電話相談室」事業実施のご案内](#)
- 2014.12.15 [出産育児一時金支給額の引き上げ及び高額療養費自己負担額の見直し等について](#)
- 2014.11.20 [生活習慣病（高血圧）予防改善セミナーのご案内](#)
- 2014.11.20 [国民年金第3号被保険者の新たな届出のお願い及び冬期アイススケートの割引利用契約等について](#)

個人情報保護に関する基本方針

兵庫県運輸業健康保険組合

〒650-0025
神戸市中央区相生町4-6-4

TEL 078-341-4801

FAX 078-341-4803

地図はこちら

Copyright (C) 2010 兵庫県運輸業健康保険組合 All rights reserved.

再交付が
増えています

健康保険証は大切に 保管しましょう!

近年、健康保険証の紛失による再交付が増えています。カード化になり扶養家族の方にも1人1枚の健康保険証を交付していますので、保管がしやすく便利になった反面、紛失する場合があります。

身分証明書にも使用できる大切な健康保険証です。他人に渡り悪用されれば大変です。キャッシュカードやクレジットカードと同様に、管理には充分気をつけ大切に保管しましょう。

